

福岡県公報

平成二十四年五月二十五日
第三千三百九十七号
増刊
①

目次

告 示 (第九百五十七号・九百五十八号)

○福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

(広域地域振興課)

○福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出

資法人の一部改正

(県民情報広報課)

選挙管理委員会

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(市町村支援課)

正 誤

○福岡県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(平成二十年福岡

県規則第三十三号) 中正誤

告 示

福岡県告示第九百五十七号

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年五月二十五日

福岡県知事 小川 洋

福岡県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県地域総合整備資金貸付要綱(平成二年八月福岡県告示第千三百二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」を「平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

福岡県告示第九百五十八号

福岡県情報公開条例第三十七条第一項の規定により知事が定める出資法人(平成十三年七月福岡県告示第千二百二十号)の一部を次のとおり改正する。

平成二十四年五月二十五日

福岡県知事 小川 洋

「財団法人アクロス福岡」を「公益財団法人アクロス福岡」に、「財団法人福岡県女性財団」を「公益財団法人福岡県女性財団」に、「財団法人福岡県農業者研究開発機構」を「公益財団法人福岡県農業者研究開発機構」に、「財団法人福岡県農業振興推進機構」を「公益財団法人福岡県農業振興推進機構」に、「財団法人福岡県栽培漁業公社」を「公益財団法人福岡県栽培漁業公社」に改める。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第五十二号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定(昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十四年五月二十五日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井 克己

一 病院(八幡西区)の項中

介護老人保健施設翡翠苑	八枝一―七―一五	を
介護老人保健施設翡翠苑	森下町二七―四三	に改める。

20 ・ 3 ・ 31	年 発 月 行 日	
2804 増刊②	番 公 号 報	
規 則	種 類	
33	番 同 号 上	
54	ペ ー ジ	
	上	欄
○	下	
13 後 から	行	
削 除	備 考	
様式第三十一号及び	正	
様式第三十一号 (表)●及び	誤	

正
誤